

## 第11次交通安全対策会議委員・特別委員

- 1 委員（条例第3条第3項）・委員定数（条例第3条第4項）20名  
特別委員（第5条）1名
  - (1) 第1号委員（国の関係地方行政機関の職員から市長が委嘱する者）3名  
近畿地方整備局紀南河川国道事務所長  
近畿地方整備局紀南河川国道事務所田辺国道維持出張所長  
田辺労働基準監督署長
  - (2) 第2号委員（和歌山県の職員のうちから市長が委嘱する者）4名  
和歌山県西牟婁振興局長  
和歌山県西牟婁振興局建設部長  
和歌山県西牟婁振興局健康福祉部長  
和歌山県教育庁紀南教育事務所長
  - (3) 第3号委員（和歌山県の警察官のうちから市長が委嘱する者）1名  
和歌山県田辺警察署長
  - (4) 第4号委員（市職員のうちから市長が指名する者）8名  
田辺市副市長  
企画部長  
総務部長  
保健福祉部長  
商工観光部長  
農林水産部長  
建設部長  
教育次長
  - (5) 第5号委員（教育委員会の教育長）1名  
田辺市教育長
  - (6) 第6号委員（消防本部の長）1名  
田辺市消防長
- 2 特別委員（条例第5条第1項）1名  
JR西日本紀伊田辺駅長

※委員及び特別委員は非常勤。特別委員は必要ある場合に委嘱。